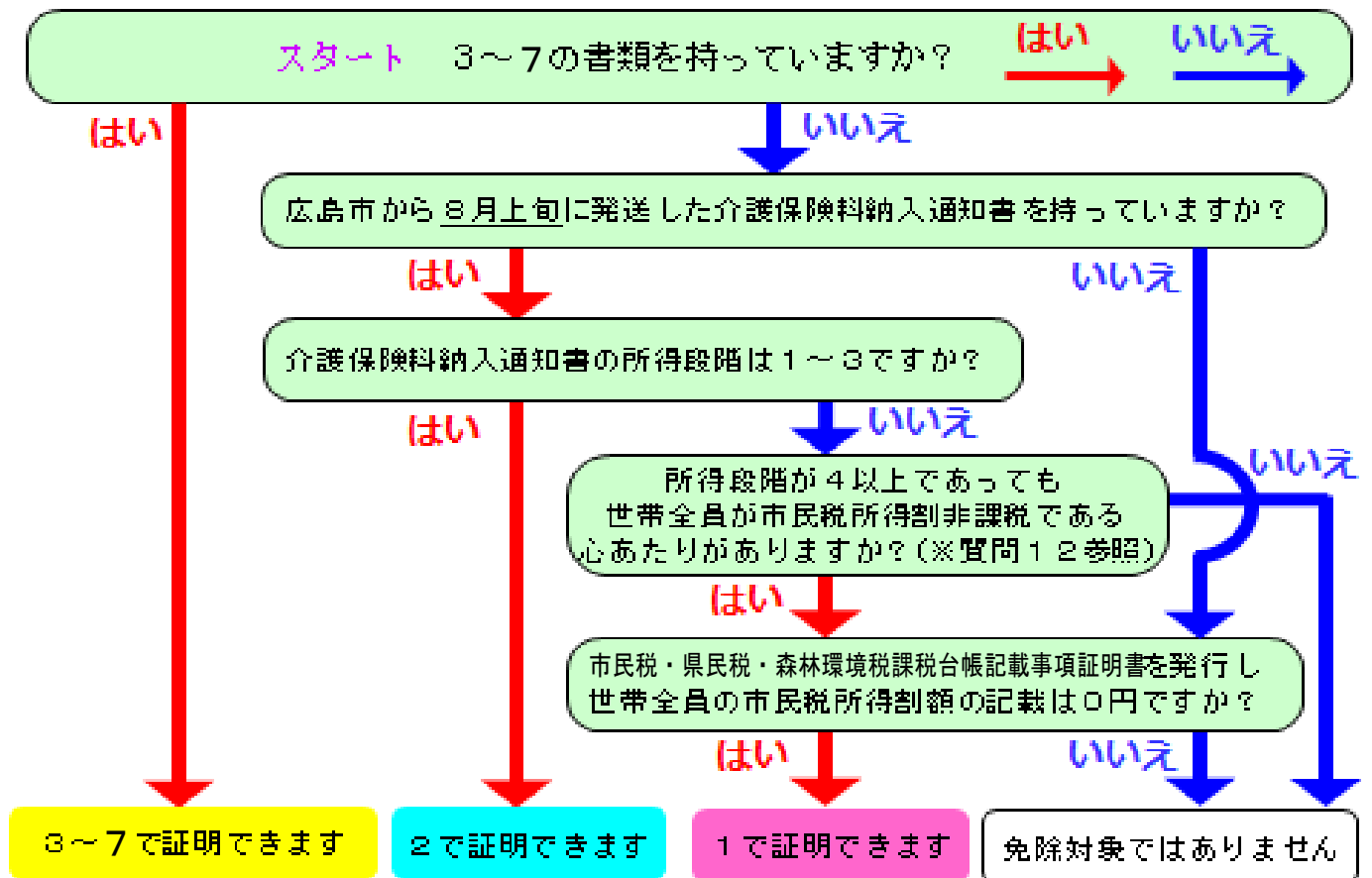


新型コロナウイルス感染症予防接種Q & A

1	定期接種の対象者はどのような人ですか？	接種日に①または②に該当する人が対象です。 ① 65 歳以上の人 ② 60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスより免疫の機能に身体障害者手帳 1 級相当の障害を有する人 接種は 1 シーズンに 1 回のみです。 接種券と予診票は医療機関に設置しています。
2	どこで接種すればいいですか？	広島市内、安芸郡（府中、海田、熊野、坂）の医療機関で接種できます。 ただし、予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関へお問い合わせください。 県内の他市町もしくは県外で接種を希望される場合は、手続きが必要です。事前に住所や氏名が分かるものを保健センターへ持参してください。
3	接種に必要なものは何ですか？	保険証、自己負担金（11,800 円） ※定期接種対象者のうち、生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯に属する人は無料です。医療機関に証明書類の提示が必要です（提出は不要です）。
4	接種券が届きません。	当定期接種では接種券を個別発送しません。 広島市内又は安芸郡内の医療機関に接種に必要な書類（予診票等）を備え付ける予定ですので、接種を希望される医療機関にお問い合わせください。
5	必ず接種しないといけませんか？	予防接種を受けることの義務はなく、ご本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。
6	新型コロナウイルス感染症の予防接種について	令和 6 年度以降、重症化を目的とした定期接種として実施されることになりました。 また、新型コロナウイルスワクチンについては、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化を予防する効果が示されています。
7	他の予防接種と同時に接種することはできますか？	医師が特に必要と認めた場合は可能です。 （インフルエンザ予防接種との同時接種も可能です。）
8	接種時には必ず本人の同意が必要ですか？	接種の際は、必ず本人の同意が必要で、家族の同意のみでは接種できません。 本人の意思確認が困難な場合は、家族またはかかりつけ医の協力により本人の意思確認をすることは認められますが、接種を希望することが確認できた場合に限り接種することができます。 本人の意思確認ができない場合は、定期接種として接種することはできません。ただし、任意の予防接種として接種することは可能です。
9	予診票への記入はどのようにすればいいですか？	予診票は安全に接種できるかを判断する重要なものなので、本人が接種当日の体調等について記入してください。 本人が自署できない場合は、7 により本人の意思を確認した上で家族等が代筆することは可能です。代筆の場合は、予診票に代筆者の氏名と本人との続柄を記載してください。
10	自己負担金が免除になる人はどのような人ですか？	1 の定期接種の対象者で、かつ生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯に属する人です。同じ世帯内に市民税所得割を課税されている人がいる場合は自己負担が必要です。 定期接種の対象者に該当しない人は、生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯に属する人であっても、接種費用が必要です。 また、障害者手帳や被爆者手帳は免除証明書類になりません。
11	自己負担金の免除証明書類はどのようなものですか？	【生活保護世帯に属する人】 被保護者証明書 【市民税所得割非課税世帯に属する人】 1 市民税・県民税課・森林環境税課税台帳記載事項証明書…住民票上の世帯全員分が必要です。所得割額の欄が 0 円であれば証明書として使用できます（均等割額は 0 円である必要はありません。）。

- 2 広島市発行の介護保険料納入通知書（薄い水色）
 - ・令和 7 年 8 月 1 日以降に送付された今年度分の通知書に限ります。
 - ・所得段階が第 1～3 段階の方は証明書として使用できます。ただし、所得段階が 4 段階以上であっても所得割非課税世帯である可能性があります。4 段階以上の場合は他の書類を使用してください。
 - 3 後期高齢者医療資格確認書（橙色）
 - ・適用区分の欄に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載があるもののみ使用可。
 - ・令和 7 年 8 月 1 日以降、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（若草色）は、確認書類として使用できません。
 - 4 介護保険特定負担限度額認定証（ピンク色）
 - 5 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（オレンジ色）
 - 6 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（空色）
 - 7 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証（白色）
- ※市民税所得割非課税世帯を証明する書類については、フローチャートも参考にしてください。
- 市民税所得割非課税世帯を証明する書類がわからない場合は、下のフローチャートも参考にしてください。

市民税所得割非課税の証明書類判定フロー（質問11の答え、1～7の書類が対象）



12	市民税所得割非課税世帯であるのに、介護保険納入通知書の所得段階は4以上でした。自己負担免除証明書類は何を用意すればよいですか？	介護保険料納入通知書では、所得段階が1～3であれば世帯全員が市民税所得割非課税であるため、代用書類として認めています。 該当する方は少数ですが、所得段階が4以上でも世帯全員が市民税所得割非課税の可能性があります。介護保険料納入通知書の所得段階が4以上で、世帯全員が市民税所得割非課税を証明する場合は、課税台帳記載事項証明書の発行が必要となります。詳しくは、お住まいの区の市税事務所（もしくは税務室）へお問い合わせください。
13	「課税台帳記載事項証明書」の発行場所と費用を教えてください。	区役所内の市税事務所、税務室のほか各出張所で発行します。高齢者肺炎球菌ワクチンも接種される方であっても、2部発行する必要はありません。 市民税非課税世帯に属する人は、発行費用は無料です。 発行には本人確認書類（免許証等）が必要です。
14	市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書を他の予防接種で発行してもらいました。新型コロナウイルス感染症の予防接種でも証明書類として使えますか？	予防接種を受ける年度の市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書であれば、代用書類として使用可能です。（例：高齢者肺炎球菌ワクチンのために9月に発行したもの） 年度が異なる場合は使用できません。その場合、新しく接種を受ける年度の市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書を発行してもらう必要がありますので、お住まいの区の市税事務所（もしくは税務室）へお問い合わせください。
15	市民税所得割非課税世帯の証明に、市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書の取得を考えています。世帯に入っている親族以外の同居人も非課税であることが必要でしょうか？	同一世帯であれば、親族以外の同居人の方も含めて、市民税所得割非課税であることが自己負担免除の条件となります。そのため、同居人の方も含めて、世帯全員が市民税所得割非課税であることの証明が必要です。
16	1月2日以降に市外から広島市に転入しました。市民税非課税世帯の証明はどのようにしたらよいですか？	市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書を発行することが出来るのは、1月1日時点で住民登録をしていた自治体となっているため、広島市で発行することができません。代用書類での証明が出来ない場合は、元の自治体で市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書を発行してもらう必要があります。
17	市外の高齢者施設等にいる広島市民の方が接種を受ける場合は、どうすればよいですか？<高齢者施設向け>	広島市の接種券を使って接種を受けることが出来ませんので、お住まいの区の保健センターで手続きをしてください。手続き後に発行される接種券を使って接種を受けてください。詳しくは、お住まいの区の保健センターへお問い合わせください。
18	予診のみの請求はどうすればいいですか？ <医療機関向け>	被接種者の体調により接種を見合わせる場合で、診察後、医療に移行していないものに限り、予診のみの請求が可能です。請求の際は、予診票右上に医療機関コードを記載して、予診票のコピーを提出してください。
19	接種を受ける方の自己負担免除対象者確認書類は、コピーなどを提出する必要がありますか？ <医療機関向け>	自己負担免除対象者確認書類については、接種を受ける方が該当しているかを確認していただき、接種を受ける方へお返してください。コピー等を提出する必要はありません。証明書類を確認した後、接種券の免除制度書類確認欄に記載してください。書類の性質上、重要な個人情報も含まれていますので、接種を受ける方に配慮しながら確認をしてください。